

和歌山県景観ガイドライン

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域



文化財的価値を持つ熊野古道及び沿道景観



世界遺産を結ぶ歩行者動線の沿道景観



熊野古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観



和歌山県



目 次

第1章 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の指定	1
1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み	1
2 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域	2
3 良好な景観形成に関する方針（熊野参詣道（大辺路））	2
第2章 良好な景観づくりの手法	6
1 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の景観形成基準の解説	6
(1) 共通事項	13
(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	16
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更	32
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	34
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	36
(6) 水面の埋め立て	37
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ...	38
1 届出対象行為	38
2 行為の制限の基準	39

第1章 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の指定

1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

平成16年6月に景観法（平成16年法律第110号）が制定され、景観規制誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが用意されました。

また、本県では、平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その沿道や周辺の集落、自然環境を含めた文化的景観の保全・活用が必要となっています。

このような情勢を踏まえ、平成20年4月に和歌山県の景観施策の骨格となる和歌山県景観条例を施行するとともに、平成20年度には景観法に基づく県下全域（景観行政団体である市町村の区域を除く）を対象とした和歌山県景観計画を策定、施行し、県の景観施策の基本的な枠組みを整えました。その中で、平成21年に熊野参詣道（中辺路）を、平成23年に高野山町石道周辺を、平成25年に熊野参詣道（大辺路）を、平成27年に熊野川周辺をそれぞれ特定景観形成地域に指定し、地域特性に応じた景観形成の基本方針や行為の制限を設定し、現在届出制度を実施してきました。

また、平成28年10月の世界遺産追加登録を受け、平成30年に串本町内の「新田平見道」や那智勝浦町内の「清水峠」「二河峠」などを対象に熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域を拡大し、令和元年にかつらぎ町内の「三谷坂」「丹生酒殿神社」を対象に高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大しその名称を高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域に変更し、また令和2年に橋本市及び九度山町内の「高野参詣道 黒河道」を対象に、高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域に指定しました。

■和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

年	取り組み
平成16年	景観法の制定（国）
平成16年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成20年	和歌山県景観条例、和歌山県景観計画を策定
平成21年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（中辺路）」を指定
平成23年	特定景観形成地域に「高野山町石道周辺」を指定
平成25年	特定景観形成地域に「熊野参詣道（大辺路）」を指定
平成27年	特定景観形成地域に「熊野川周辺」を指定
平成28年	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成30年	特定景観形成地域「熊野参詣道（大辺路）」を拡大
令和元年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大し、その名称を高野参詣道（町石道）特定景観形成地域に変更
令和2年	特定景観形成地域に「高野参詣道（黒河道）」を指定

2 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

熊野参詣道（大辺路）及びその周辺地域は、雄大な自然に囲まれ、江戸時代には観光と信仰を兼ねた人々や文人墨客が好んで利用し、幾重の歴史を人々の暮らしとともに積み重ねてきた場所です。また、山間部を通る熊野参詣道（中辺路）とは対照的に熊野三山への海沿いの参詣道であり、紺碧の太平洋と枯木灘が織りなす海岸美を眺望することができるなど海と山の織りなす美しい景観に恵まれた場所となっています。世界遺産に登録されたことによってその価値は広く内外に知れわたり、更に「南紀熊野ジオパーク」として日本ジオパークに認定されるなど、多くの来訪者の目に触れる場所となっており、和歌山県を代表する景観の1つです。

このため、古道からの可視領域を基本とする区域を「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」として指定し、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全するとともに、地域の特性を活かしたより良い景観の形成を図っていくものとします。

3 良好な景観の形成に関する方針（熊野参詣道（大辺路））

①文化財的価値を持つ熊野古道及び沿道景観を保全する

～熊野古道（世界遺産）の景観～

- ・草堂寺や古道沿いに点在する史跡などとともに、永きにわたって熊野三山への海沿いの参詣道として往来が積み重ねられてきた文化財的価値を持つ熊野古道大辺路の景観を保全します。

②世界遺産の「草堂寺」「富田坂」「仏坂」「夕オの峠」「長井坂」「新田平見道」「富山平見道」「飛渡谷道」「清水峠」「二河峠」「駿田峠」「補陀洛山寺」「小獅子峠」を結ぶ歩行者動線の良好な景観形成を図る

～世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観～

（自然歩道や里山の農村景観）

- ・自然歩道の区間や里山の農村景観など、自然と人々のくらしの営みによってつくられてきた景観の価値を損なわないよう景観を保全します。

（生活道路として利用される県道や国道等の沿道景観）

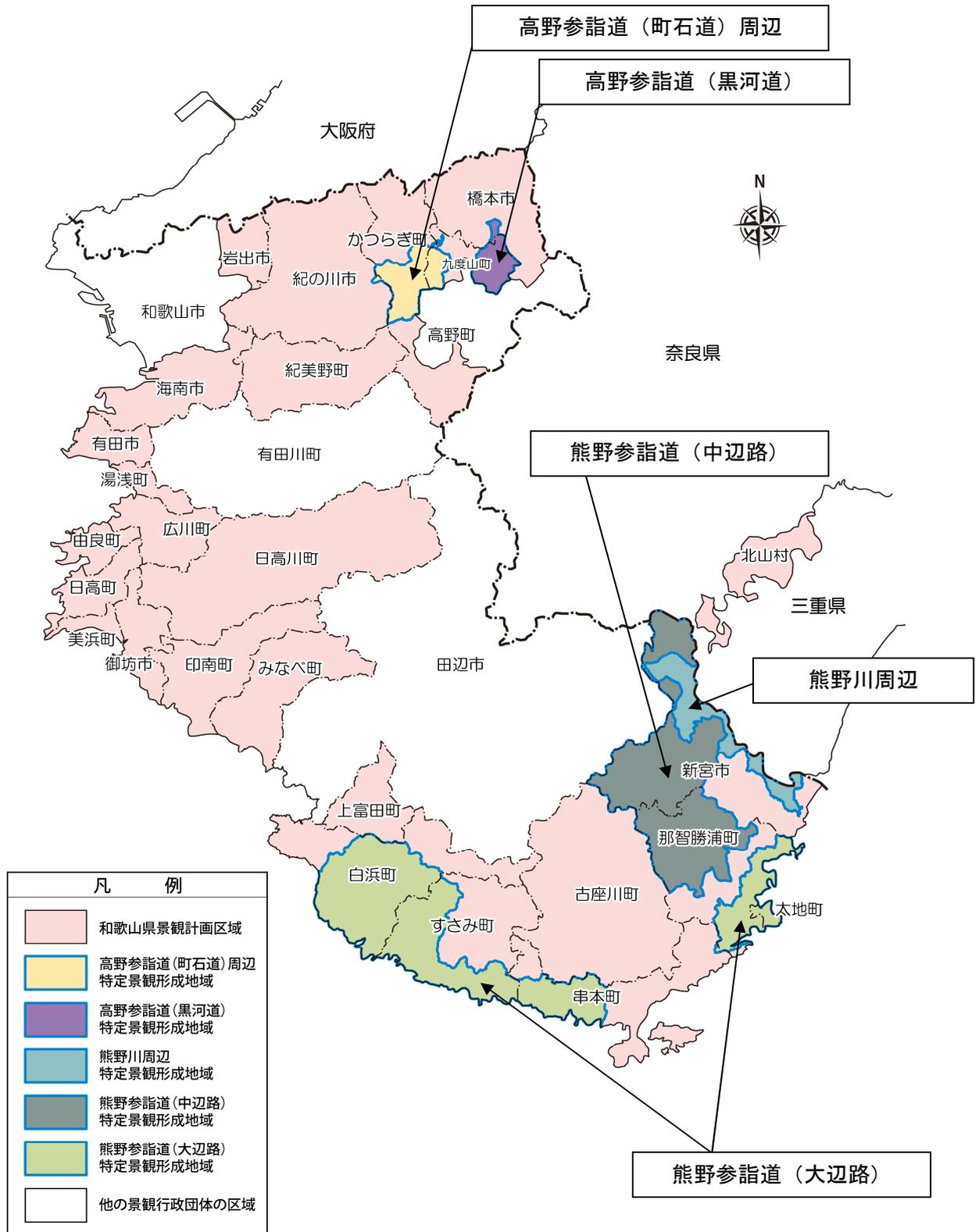
- ・派手な色彩の建築物の立地など沿道景観の大規模な改変によって熊野古道全体の価値を損なうことがないように、沿道の景観を形成します。

③熊野古道と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する

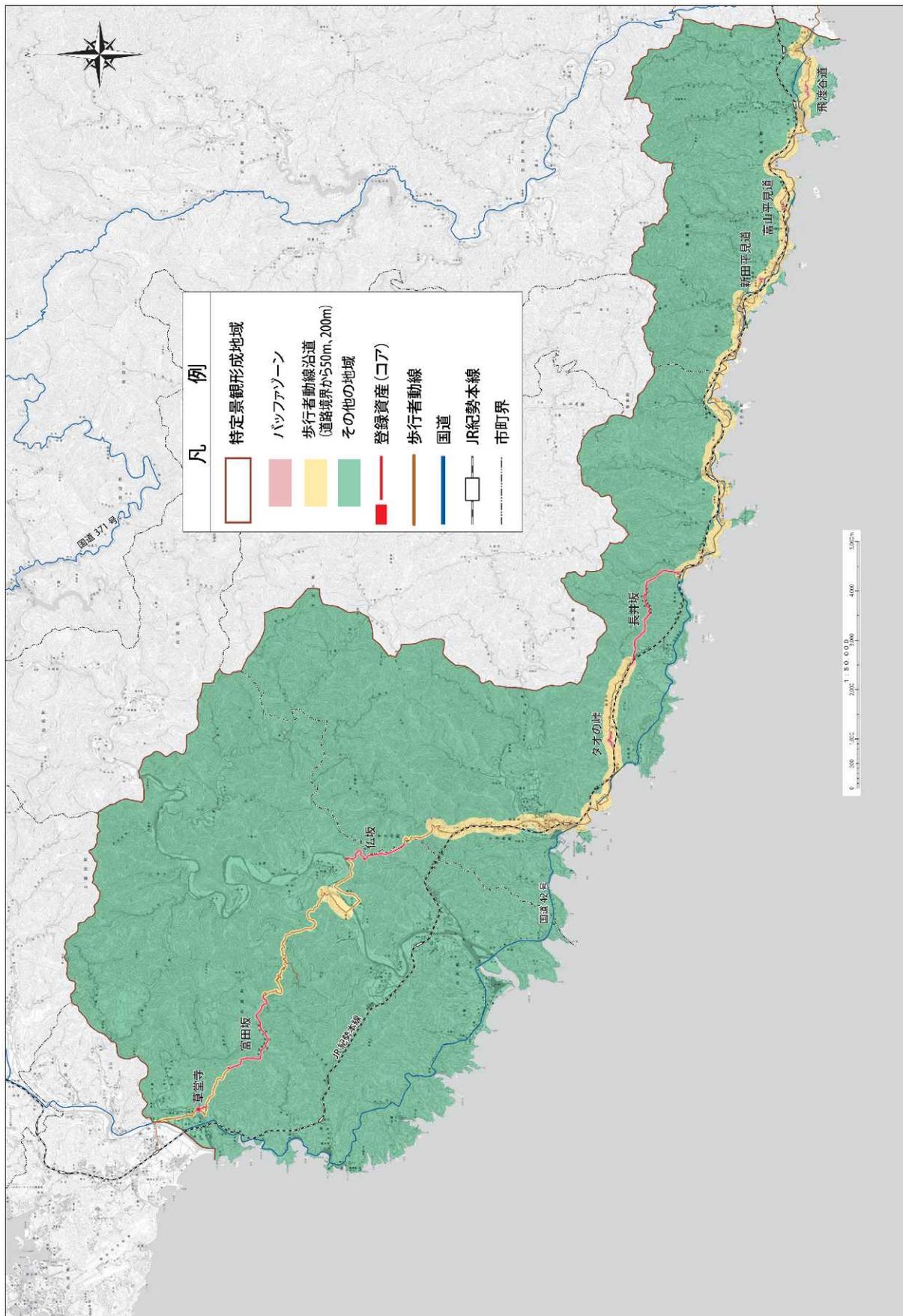
～熊野古道（世界遺産）から望む景観～

- ・古道からの眺望景観を構成する山稜によるスカイラインや海岸線を保全します。
- ・林業の営みにより長い時間をかけ育まれてきた緑豊かな景観を保全します。
- ・集落と背後の山林や海など自然環境が一体となった景観を保全します。
- ・眺望点周辺の環境を維持し、眺望点からの景観を保全します。

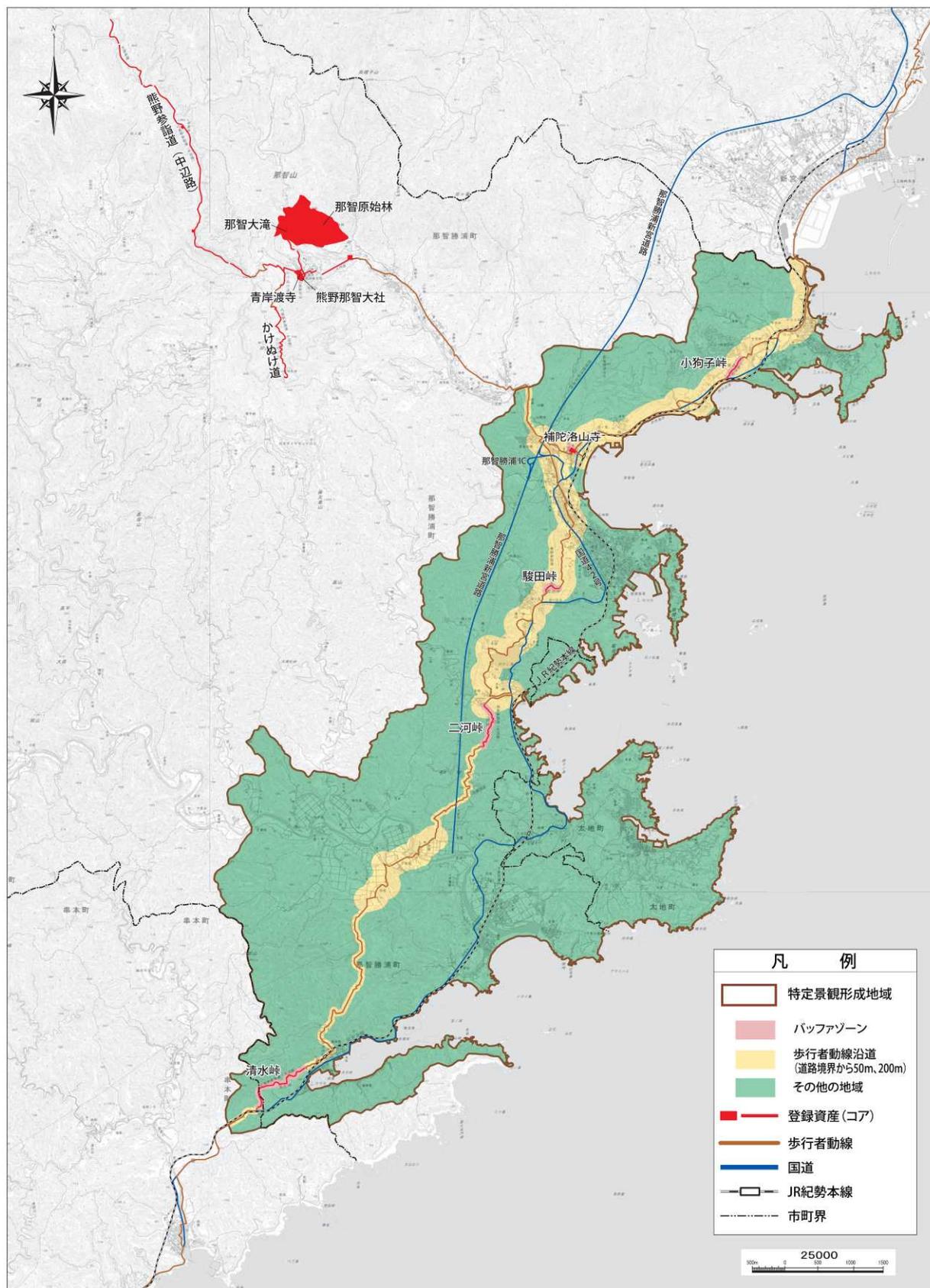
■ 景観計画区域及び特定景観形成地域の区域図



■熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域（1）



■熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域（2）



第2章 良好な景観づくりの手法

この章では、良好な景観づくりに向けた手法として、熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域において定められた景観形成基準の内容について、詳細に説明します。

1 熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の景観形成基準の解説

景観形成基準は行為の内容ごとに定めており、以下の構成となっています。

特定景観形成地域においては、地域の特性に応じてより詳細な基準を設定しており、それぞれの項目に追加する基準を設けています。

個々の景観形成基準の解説を次ページ以降に示します。

行為の内容	基準の項目
(1) 共通事項	
(2) 建築物の建築等又は工作物の建設等	A 位置・規模 B 形態・意匠 C 色彩 D 素材 E 緑化 F その他
(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	A 位置・規模 B 緑化
(4) 土石の採取又は鉱物の掘採	A 位置・規模 B 緑化
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	A 位置・規模 B 方法 C その他
(6) 水面の埋立て	位置・規模

【コラム：熊野参詣道（大辺路）における景観特性の読み解き】

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の景観特性の読み解き方について解説します。

■景観特性を3つに分類

熊野参詣道（大辺路）における景観特性を把握するにあたって、見る場所（眺望点）、景観を見る主体（人）、見る対象（距離）の関係から、3つの要素に分類し、それぞれの要素で景観の特性を整理しました。



【コラム：熊野参詣道（大辺路）周辺の景観資源-①】

熊野参詣道（大辺路）には、世界遺産として文化的価値を認められた建築物・史跡、自然資源などの景観資源が各所に見られます。

①草堂寺・富田坂の景観

草堂寺・富田坂の景観資源には、世界遺産に指定されている草堂寺、峠の茶屋跡などの建築物跡、安居辻松峠などの史跡、草堂寺脇・七曲りなどの樹林に囲まれた古道などが挙げられます。

●草堂寺・富田坂の景観資源位置図



草堂寺

：江戸時代初期の慶安元年（1648年）に再興された臨済宗東福寺虎関派の禪寺。絵師 長澤芦雪が来寺し、障壁画を描いたことから「芦雪寺」とも呼ばれる。

草堂寺脇の古道

：草堂寺の石垣に沿って登る古道。

七曲り

：大辺路の難所の一つ。いくつかの曲がりが続く登り坂。

峠の茶屋跡

：茶屋の跡。寛文8年（1668年）には既に茶屋があったと記録されている。

安居辻松峠

：安居坂の峠の分岐点。草堂寺近くの一里松跡から一里の地点となる。

【コラム：熊野参詣道（大辺路）周辺の景観資源-②】

②仏坂の景観

仏坂の景観資源には、仏坂の茶屋跡などの建築物跡、安居の渡し場・桂松跡などの史跡、登り坂・樹林に囲まれた古道などが挙げられます。

●仏坂の景観資源位置図



安居の渡し場：熊野参詣道が大辺路仏坂へと向かう際、日置川を渡る舟の渡し場。かつては、生活物資の運搬や往来に木造の川舟（平田舟）が日置川を行き来していた。現在は「大辺路安居の渡し保存会」が渡し船を復活させて運用している。

桂松跡：一里塚の一つで和歌山から数えて、25里（約100km）。松の上部が、かつらをかぶったような形をしていたので、このように呼ばれるようになったらしい。

仏坂の茶屋跡：かつて茶屋が営まれていた場所。大正時代には牛市が開催されていた。現在はスギ林となっている。

【コラム：熊野参詣道（大辺路）周辺の景観資源-③】

③タオの峠・長井坂の景観

タオの峠・長井坂の景観資源には、なだらかに湾曲した峠、段築などの現在まで残っている史跡、茶屋の壇などの建築物跡、東西入口付近などに見られる樹林に囲まれた古道などが挙げられます。

凡例	
	歩行者動線
	世界遺産（コアゾーン）
	世界遺産（バッファゾーン）
	国道 42 号
	J R

●タオの峠・長井坂の景観資源位置図



タオの峠^{とうげ}：「たわむ」ということをこの地方では「たおる」と言ったことから、「なだらかに湾曲した峠」のことを意味している。
 段築^{だんちく}：左右が高い傾斜となった道。雨で土が流れないように、粘着力のある赤土をたたき固めて、土手状に固定したもの。
 茶屋の壇^{ちややだん}：明治末期まで茶屋があったと言われている。江戸時代以前からあったと思われる道標石がある。

【コラム：熊野参詣道（大辺路）周辺の景観資源-④】

④新田平見道・富山平見道・飛渡谷道の景観

熊野参詣道（大辺路）は近年の開発等によりその経路が不明な箇所がありました。地元住民等による調査・整備により掘り起こされた参詣道の石畳区間を中心に平成 28 年 10 月に世界遺産に追加登録されました。

●新田平見道・富山平見道・飛渡谷道の景観資源位置図



平見 : 「ヒラム」が語源とされ、紀南地方において海岸部で河岸段丘がよく発達した眺望が良い箇所に多く見られる地名。

富山平見道：熊野参詣道(大辺路)随一の規模を誇る石段の一部には、キクメイシと呼ばれるサンゴが使用されています。

【コラム：熊野参詣道（大辺路）周辺の景観資源-⑤】

⑤清水峠・二河峠・駿田峠・小刀子峠の景観

世界遺産登録区域は樹林に囲まれおり、峠部は堀割されています。熊野参詣道（大辺路）の沿道には、加寿地蔵尊等の史跡やゆかし湯等といった自然資源などの景観資源が見られます。

凡例	
	歩行者動線
	世界遺産（コアゾーン）
	世界遺産（バッファゾーン）
	国道 42 号
	J R

●清水峠・二河峠・駿田峠・小刀子峠の景観資源位置図



かす
加寿地蔵尊：熊野詣の途中に命を落とした姫をお祀りした地蔵尊。婦人の病にご利益があるといわれています。

ゆかし湯：淡水と海水が混じりあう汽水湖。春は桜、冬場には水取りがその景観に幻想的な美しさを与えることから、郷土の詩人佐藤春夫が名付けました。

(1) 共通事項

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○熊野参詣道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること

〈基準のねらい〉

熊野参詣道（大辺路）のバッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）は、主にコアゾーン（登録遺産）として指定されている草堂寺の周辺や富田坂、仏坂、長井坂、清水峠、二河峠、駿田峠の古道沿道に指定され、古道と一体となった空間を構成し、文化財的価値の高い貴重な景観を形成しています。

そのため、古道そのものとあわせてその周囲の一体となった景観を極力保全し、後世へと継承していく必要があります。



登録資産と一体となった景観

〈具体的な配慮の内容〉

- ・バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）では、現状の景観を保全するため、行為は生活上必要な行為に限るなど必要最小限にとどめます。

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○世界遺産を結ぶ歩行者動線として、また紀南地域の主要な観光動線として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の良好な景観との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、熊野参詣道の世界遺産区間に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しています。

「草堂寺」～「富田坂」～「仏坂」の区間は、主に山間部や谷間の林間を通り、世界遺産登録区域と同様に自然豊かな熊野古道の景観を形成しており、「仏坂」～すさみ市街～国道 42 号の区間は、地域の主要道路として整備された車道を通る区間であり、途中には神社仏閣等の歴史的な建築物等が点在します。

また、国道 42 号～「タオの峠」～和深川集落～「長井坂」の区間は、一部では枯木灘の雄大な海岸風景を望み、主には谷間の集落が形成する落ち着いたある里山景観を形成しています。

「新田平見道」～「富山平見道」～「飛渡谷道」の区間は、海岸沿いのルートで、リアス海岸を利用した漁港において、漁村集落が点在しています。

「清水峠」～「二河峠」の区間は、山塊に挟まれた谷間や小河川沿いの斜面を通る峠越えの区間であり、山間部を中心とした自然豊かな熊野参詣道の景観を形成しています。清水峠の浦神集落では浦神港を中心とした漁村集落の様相が、また二河峠の左畑集落では、マキ等からなる緑豊かな生垣を有する家屋が見られます。

「駿田峠」～「小獅子峠」の区間は、市街地内を通過するなど地域の主要道路として整備された車道を通る区間であり、国道 42 号からは雄大な海岸風景を望むことができます。

これらの歩行者動線は、地区内の居住者のほか、熊野参詣道（大辺路）を訪れる観光客の多くが利用しており、熊野参詣道の散策ルートとして重要な役割を果たしているため、沿線の建築物や屋外広告物により、古道を含めた地域の景観の価値が損なわれないよう、周囲との景観の調和を図っていく必要があります。

また、地域の特性や魅力は、地域における人々の生活や活動、資源の活用、特徴的な風景等が相まって生み出されるものであることから、地域の活動や資源などに配慮した総合的な景観づくりが必要です。

さらに、津波避難施設の整備や減災対策のための開発行為などの防災及び減災の機能強化は、景観に与える影響も懸念されますが、地域の人々の生命を守る重要なものであり、景観づくりとの整合性を図りながら整備していく必要があります。



熊野参詣道の散策ルートとしての景観

〈具体的な配慮の内容〉

- ・沿線に建築物や屋外広告物等を設置する場合は、周辺の景観を大きく乱すことの無いように位置・規模や形態・意匠、色彩等に配慮します。

■その他の地域

- 熊野参詣道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること
- 世界遺産を結ぶ歩行者動線から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること

世界遺産に登録されている熊野参詣道の大部分は、深い樹林の中を通る森林景観が主体であるが、一部、すさみ町や那智勝浦町の市街地景観や和深川の里山景観を有しています。熊野参詣道の尾根筋や峠等の一部からは、周辺の山並みや海岸までを望むことができます。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、自然と人間の営みが長い時間をかけて形成した風景である文化的景観が評価されていることが大きな特徴です。また、古道は自然崇拜の地として神秘性を保っており、周囲の自然の景観と一体となっこそ価値を持つものです。

そのため、熊野参詣道（大辺路）だけではなく、眺望できる範囲を含めた一体的な景観を保全していく必要があります。



熊野参詣道（大辺路）の眺望点からの景観

〈具体的な配慮の内容〉

- ・行為を行う際は、熊野参詣道（大辺路）の眺望点（19～23 ページ参照）からの眺望について事前にチェックを行うとともに、眺望を妨げることのないよう位置・規模や形態・意匠等に配慮します。

(2) 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

A 位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

（周辺景観への配慮）

○高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、景観上大きな影響を及ぼす高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超える規模の行為は行わないこととしています。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な位置・規模とするようにして下さい。



バッファゾーンの景観

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

（景観構成要素への配慮）

○石垣、生垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること

〈基準のねらい〉

すさみ市街地や和深川、田子及び左畑の集落などの家屋には、石垣、生垣、植え込み、庭木などが効果的に配されており、うるおいや季節感を演出するまちなみのアクセントとなっています。

行為地にこれらの特徴的な景観の構成要素が存在する場合は、既存の集落の作法にならって極力保全し、自然景観との調和を図る必要があります。



和深川集落に見られる石垣



林道を通る区間



左畑集落に見られるマキ等による生垣

(沿道からの眺望への配慮)

○歩行者動線から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること

〈基準のねらい〉

歩行者動線沿道には、樹林に囲まれた林道や海岸風景が望める区間等の自然景観が望める区間が主ですが、一部にすさみ及び那智勝浦の市街地や開発された団地が形成されています。

道路沿道の近景に圧迫感のある建築物等が設置された場合は、背景の山並みへの眺望を妨げることとなるので、背景となる山なみを著しく妨げないような位置・規模とすることが必要です。



和深川集落の景観



生活道路沿道の景観

■その他の地域

(眺望への配慮)

○熊野参詣道（大辺路）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とし、海が見える眺望点においては、海岸の眺望を妨げない位置及び規模とすること

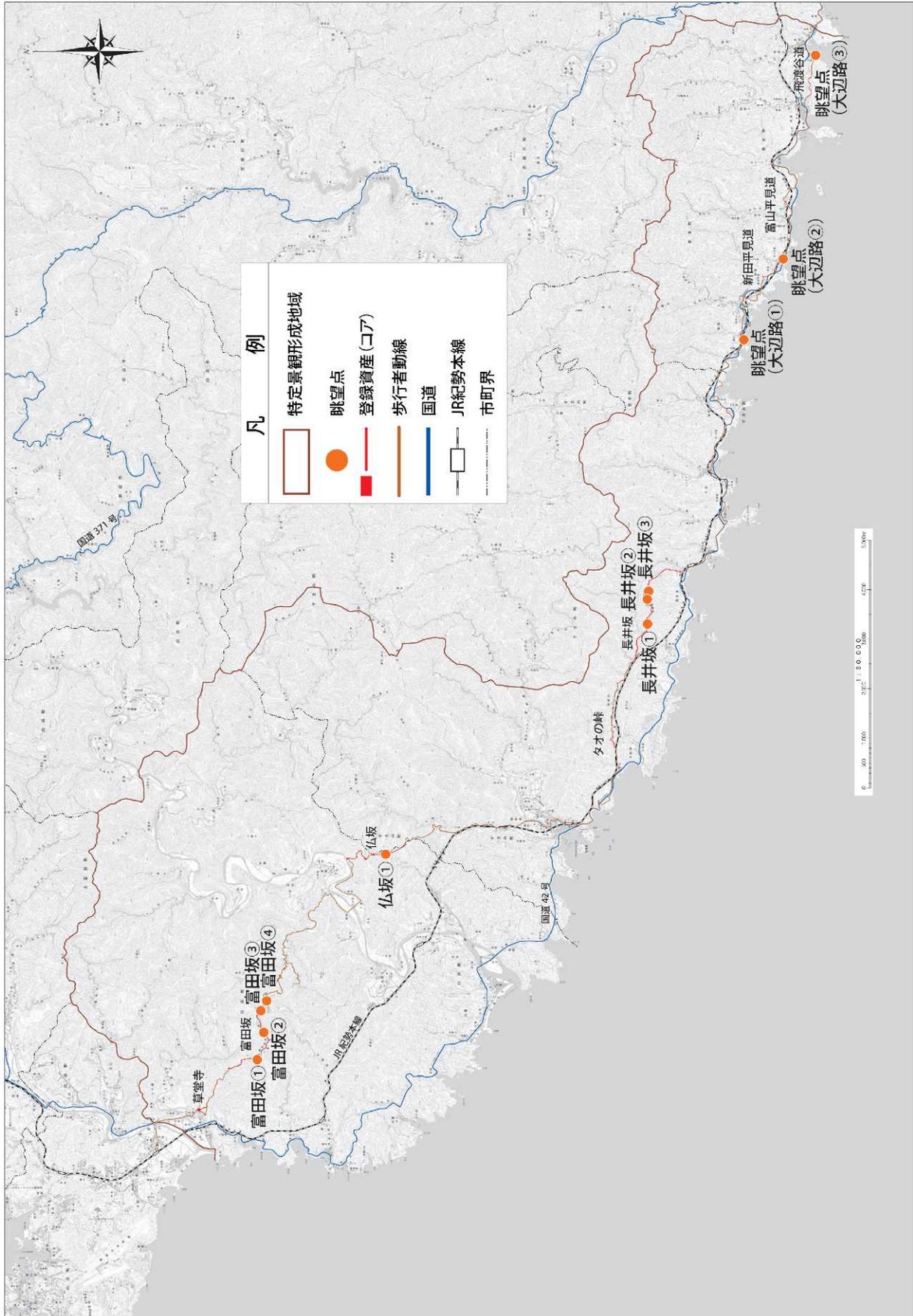
〈基準のねらい〉

尾根道や峠等の一部からは、周辺の美しい山並みや海岸までを望むことができ、これらの風景を目の当たりにしながら、往来が積み重ねられてきた歴史があります。

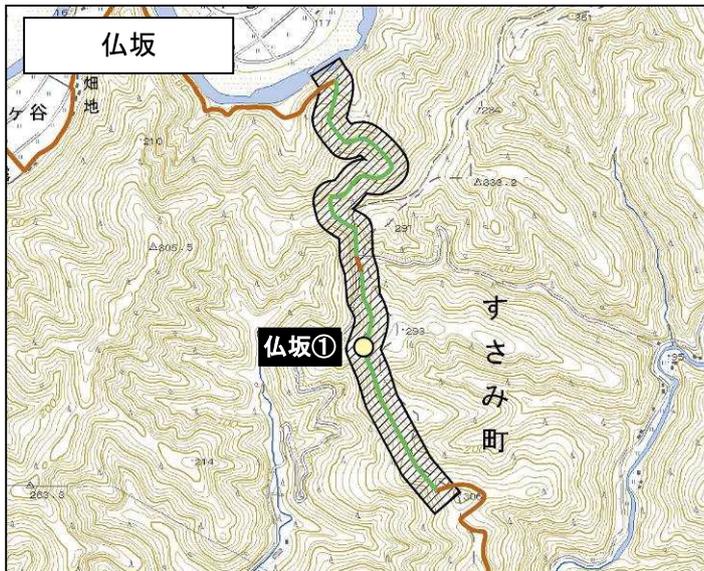
この景観を保全するために、熊野参詣道（大辺路）の眺望点から見た時に外周囲山稜が形づくるスカイラインから突出しない、また海が見える眺望点においては、海岸の眺望を妨げない位置・規模とする必要があります。



熊野参詣道（大辺路）の眺望点からの景観



熊野参詣道（大辺路）の眺望点（1）

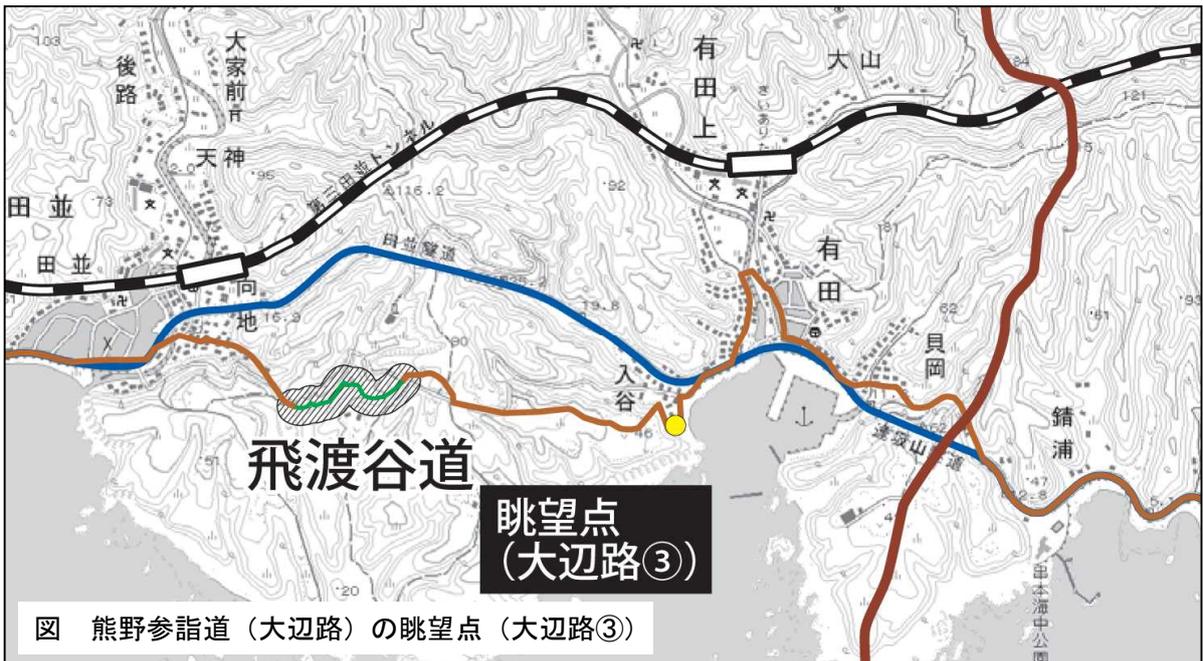


凡例	
	世界遺産 (コアゾーン)
	世界遺産 (バッファゾーン)
	主要眺望地点





凡例	
	世界遺産 (コアゾーン)
	世界遺産 (バッファゾーン)
	主要眺望地点



【コラム：眺望景観-①（富田坂からの眺望景観）】

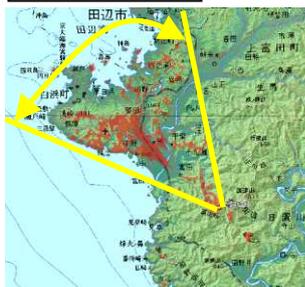
●富田坂から望む眺望景観

富田坂の主要眺望点から望む景観は2方向に分かれており、北西方向には白浜町・富田・田辺市の市街地が望め、南方向には高瀬山・米山などの山並みが望めます。

富田坂①



富田坂②



富田坂③



富田坂④



【コラム：眺望景観-②（仏坂・長井坂からの眺望景観）】

●仏坂から望む眺望景観

仏坂からの主要眺望点からは、南西方向に日置川河口・日置川市街地などが望めます。

仏坂①



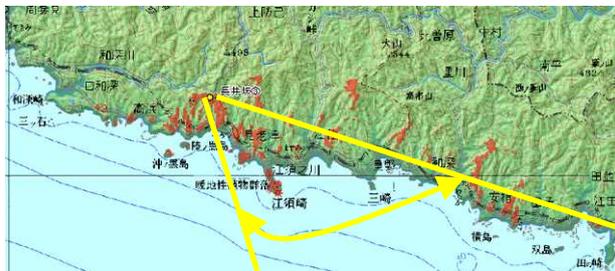
●長井坂から望む眺望景観

長井坂の主要眺望点からは、南方向に沖ノ黒島・陸ノ黒島・婦夫波・江須崎・潮岬など枯木灘一帯が望めます。

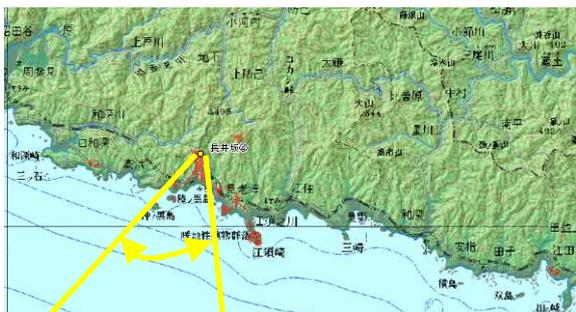
長井坂①



長井坂②



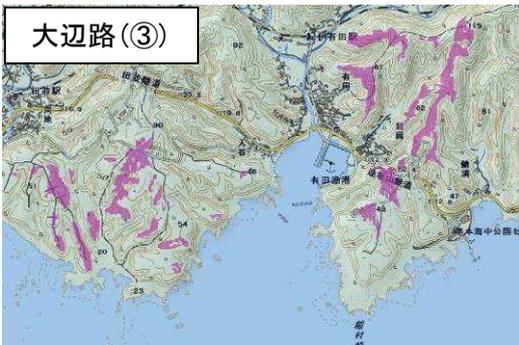
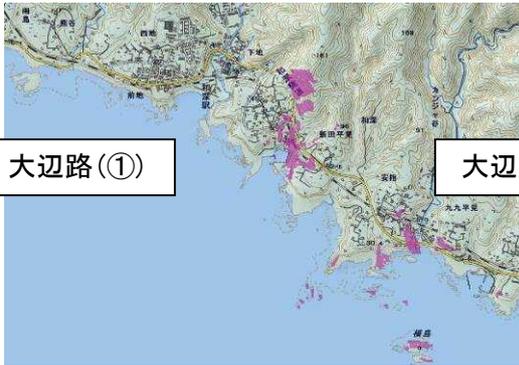
長井坂③



【コラム：眺望景観-③（新田平見道～小狗子峠からの眺望景観）】

世界遺産に登録されている古道沿道は樹林に囲まれています。古道沿いの主要眺望点からは、海岸景観や集落を望むことができます。

●新田平見道・富山平見道・飛渡谷道から望む眺望景観



大辺路①

大辺路②



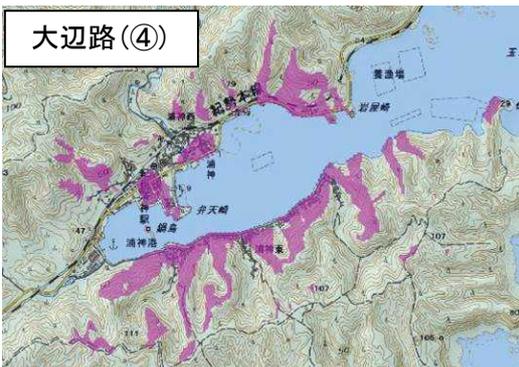
大辺路②



大辺路③



●清水峠から望む眺望景観



大辺路④



●二河峠・駿田峠から望む眺望景観



大辺路⑤



B 形態・意匠

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されており、基本的に高さ 13 メートルを超える建築物等は立地していません。

バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（周辺との関係を見失った突出した形態・意匠を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

行為を行う際には、周辺の景観の構成に十分配慮の上、適切な形態・意匠とするようして下さい。

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること

〈基準のねらい〉

歩行者動線沿道から見た時に、既存の建築物等と調和し、まとまりある形態・意匠とすることが必要です。

歩行者動線沿道は平屋・2階建ての低層の家屋が中心であり、眺望点や歩行者動線沿道から見た時に極端に目立つ建築物等はありません。連続性のある沿道景観を保つため、現在立地する家屋等と調和した形態・意匠とすることが求められます。



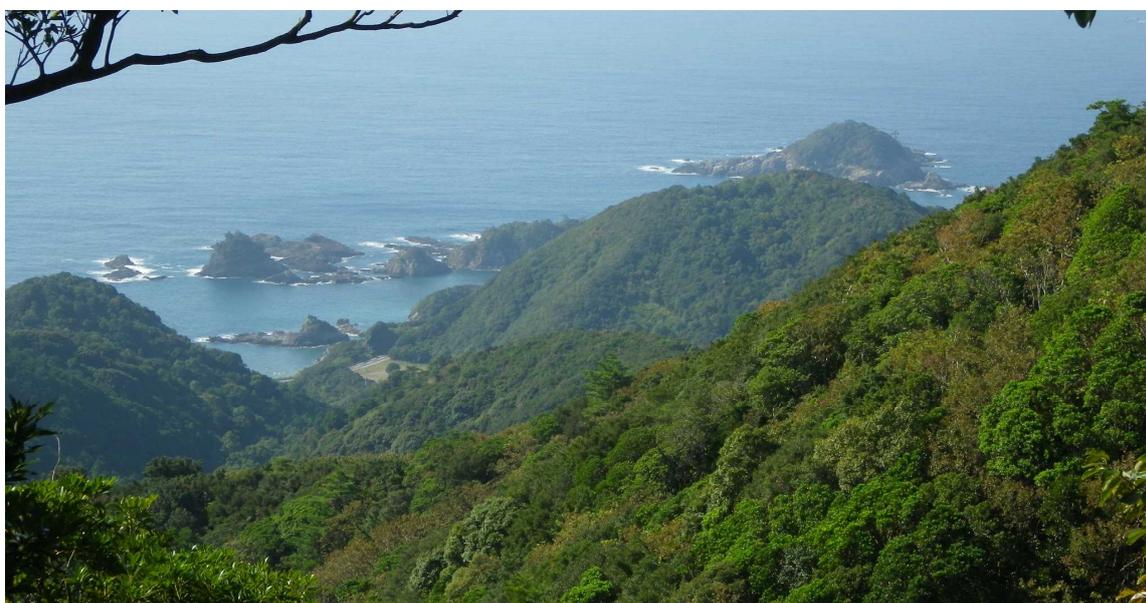
すさみ市街地等に見られる沿道景観

■その他の地域

○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーン、歩行者動線沿道以外で行為を行う際も、その行為地が熊野参詣道（大辺路）の眺望点や歩行者動線沿道から見えるかどうかについてチェックが必要です。視界に入る場合には、その行為が目立つことが無いよう、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすることが必要です。



熊野参詣道（大辺路）の眺望点からの景観

C 色彩

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンは主に古道の沿道に指定されています。基本的には、目立った色彩の建築物等は立地していません。

バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）においては、極力現状の景観を保全することが望ましく、周辺景観に著しい影響を及ぼす行為（過度な色彩を有する建築物等の設置など）は行わないよう求めるものです。

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない

色相	彩度
0.1R~2.5Y	6 以下
上記以外	4 以下(無彩色含む)

〈基準のねらい〉

歩行者動線沿道に立地する既存の建築物等は、大半が民家や生活のための施設となっています。周辺の自然景観と既存の建築物等との調和の観点から外観の基調色の範囲を設定しており、この範囲内で周辺と調和する色彩を選定して頂くことになります。

建築物等を計画する際には、あらかじめ市販されている色見本等を用いて、使用を予定している色彩が基準に適合するかどうかを確認するようにして下さい。また、基準との適合とあわせて、実際に周辺の景観と照らしあわせた検討も行うようにして下さい。



歩行者動線沿道は落ち着いた色彩の建築物が中心

■その他の地域

- ・追加基準なし

D 素材、E 緑化

■全地域：追加基準なし

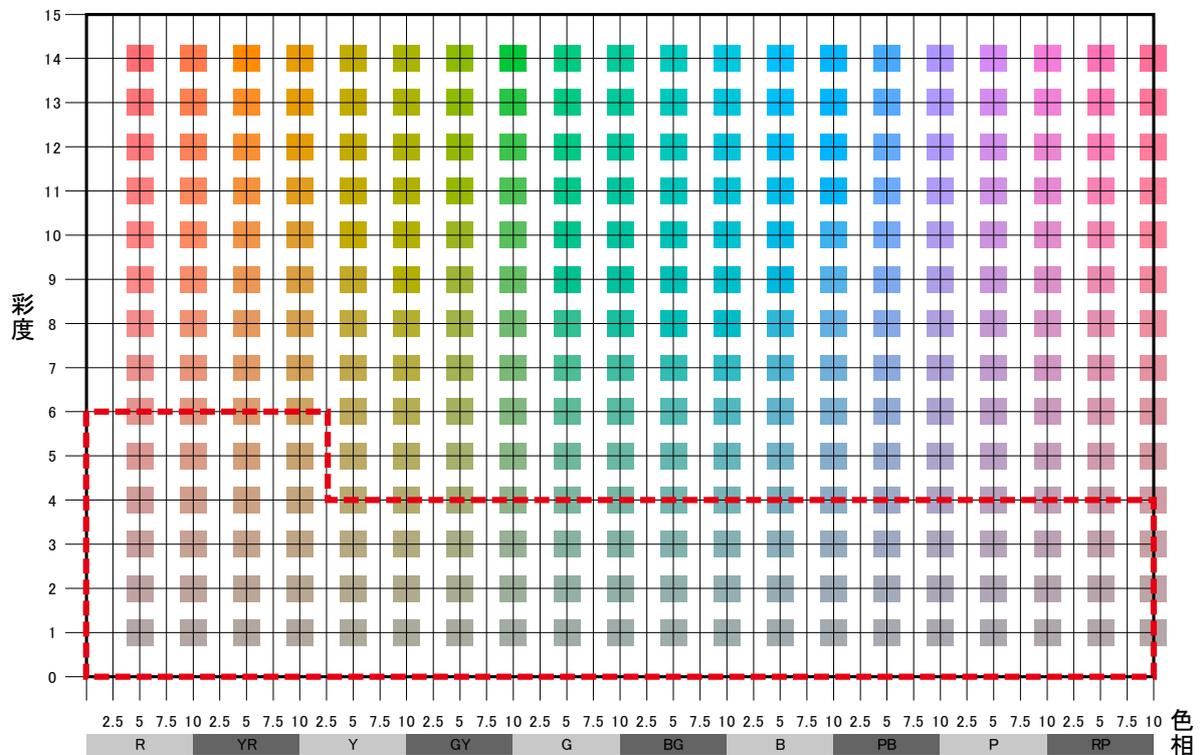
【コラム：色彩のルール】

色彩は、赤や青など色名で表現されるのが一般的ですが、個人の感覚によって、同じ赤や青でも思い浮かべる色彩は様々です。

そのため、色彩を正確に表現する尺度として「マンセル表示系」が広く使われ、全ての色彩を色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）の「色の三属性」を用いて数値で表すことができます。

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域の内、歩行者動線沿道については、周辺との調和の観点から、色相 0.1R～2.5Y は彩度 6 以下、その以外の色相は彩度 4 以下の範囲（図中の赤破線内）の色彩を基調として建築行為を行うように配慮を求めるものです。

●マンセル表示系（明度を除く）



F その他

■太陽光発電施設の設置

太陽光発電施設は、従来の建築物や工作物と比べ形態意匠等が異なることから、施設の規模や地形等に応じ、計画段階において、太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在感など周辺景観に与える影響を検討する必要があります。

特に特定景観形成地域内においては、世界遺産である熊野参詣道からの眺望景観を考慮し、太陽光発電施設の設置場所の検討を行うなど、世界遺産周辺の文化的景観を損なうことのないよう配慮することが必要です。

(3) 開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更

A 位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、土砂の流出のおそれがないよう適切な措置を講じる必要があります。

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○世界遺産を結ぶ歩行者動線号から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、熊野古道の世界遺産区間に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しており、歩行者動線沿道の自然景観や、市街地や集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、開発行為等を行う場合には、歩行者動線沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



熊野古道の景観と一体となった地域の景観

■その他の地域

○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

尾根道や峠等の一部からは、周辺の美しい山並みや海岸までを望むことができ、これらの風景を目の当たりにしながら、往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するため、行為地が熊野参詣道（大辺路）の眺望点及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



熊野古道から望む眺望景観

B 緑化

■全地域：追加基準なし

(4) 土石の採取又は鉱物の掘採

A 位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、開発行為等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにするとともに、行為が終了した場合は跡地の整理に関する計画に基づき速やかに復元等の措置を講じる必要があります。

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○世界遺産を結ぶ歩行者動線号から見たときに、周辺との調和を図ること。

〈基準のねらい〉

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、熊野古道の世界遺産区間に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しており、歩行者動線沿道の自然景観や、市街地や集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、土石の採取等を行う場合には、国道や鉄道沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



熊野古道の景観と一体となった地域の景観

■その他の地域

○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること

尾根道や峠等の一部からは、周辺の美しい山並みや海岸までを望むことができ、これらの風景を目の当たりにしながら、往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するため、行為地が熊野参詣道（大辺路）の眺望点及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



熊野古道から望む眺望景観

B 緑化

■全地域：追加基準なし

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

A 位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、物件等の堆積を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

もし、行為を行う場合であっても、周辺の景観に十分配慮の上、著しい改変が生じないようにする必要があります。

■歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）

○世界遺産を結ぶ歩行者動線号から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道は、熊野古道の世界遺産区間に連続して世界遺産と一体的に文化的景観を形成しており、歩行者動線沿道の自然景観や、市街地や集落と背景の自然とが調和した趣のある景観が特徴となっています。

そのため、この沿道景観を著しく損なうことのないよう、物件の堆積等を行う場合には、国道や鉄道沿道からの見え方に配慮した形での景観形成が求められます。



熊野古道の景観と一体となった地域の景観

■その他の地域

○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること

〈基準のねらい〉

尾根道や峠等の一部からは、周辺の美しい山並みや海岸までを望むことができ、これらの風景を目の当たりにしながら、往来が積み重ねられてきた歴史があります。

この景観を保全するため、行為地が熊野参詣道（大辺路）の眺望点及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える場所にある際は、特にその景観を阻害することのないよう、適切な措置を講ずる必要があります。



熊野古道から望む眺望景観

B 方法、C その他

■全地域：追加基準なし

（6）水面の埋立て（バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）のみ）

A 位置・規模

■バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）

○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること

〈基準のねらい〉

バッファゾーンにおいては、現状の景観を極力保全することが望ましく、水面の埋立て等を行う場合には、その範囲は景観に影響を与えることが無いよう必要最小限にとどめなければなりません。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域における届出対象行為は以下の通りとします。

区 分	規 模		
	①バッファゾーン (世界遺産緩衝地帯)	②世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道 (歩行者動線から両側 50m、200m)	③その他の地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	全ての行為	高さ 10m 超 または 延べ面積 500 m ² 超	高さ 13m 超 または 延べ面積 1,000 m ² 超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設 	全ての行為	高さ 10m 超 または 築造面積 500 m ² 超	高さ 13m 超 または 築造面積 1,000 m ² 超
(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
(3) その他の工作物	全ての行為	高さ 10m 超	高さ 13m 超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	全ての行為	1,000 m ² 超	2,000 m ² 超
水面の埋立て	全ての行為	—	—

2 行為の制限の基準

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は以下の通りとする。（●は熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乘せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン」（本ガイドライン P41～49）についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準							
		①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	②歩行者動線沿道（境界から 50m、200m）	③その他の地域					
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ●熊野古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産を結ぶ歩行者動線として、また紀南地域の主要な観光動線として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ●世界遺産を結ぶ歩行者動線から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。 ・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。 ・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。 ・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。 					
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	（周辺景観への配慮） <ul style="list-style-type: none"> ●高さ 13 メートル、水平投影面積 1,000 平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 （景観構成要素への配慮） ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。 ・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。 （その他） ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	（景観構成要素への配慮） <ul style="list-style-type: none"> ●石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。 （沿道からの眺望への配慮） ●歩行者動線から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。 ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （その他） ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 	（景観構成要素への配慮） <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。 （眺望への配慮） ●熊野参詣道（大辺路）の眺望点から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とし、海が見える眺望点においては、海岸の眺望を妨げない位置及び規模とすること。 （その他） ・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。 ・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。 					
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。 ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4 以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)
色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6 以下								
上記以外	4 以下(無彩色含む)								

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）	②歩行者動線沿道（境界から50m、200m）	③その他の地域
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	素材	<ul style="list-style-type: none"> できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。 		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。 		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ●現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ●擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産を結ぶ歩行者動線号から見たときに、周辺との調和を図ること。 ●現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ●擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ●現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ●法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ●擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ●行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。 		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ●道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ●道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ●道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ●道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ●道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。 ●道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ●道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。 		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。 		
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 		

和歌山県景観ガイドライン

熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域

令和5年3月

発行・編集 和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-3228 FAX 073-441-3232
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/>